

平成 28 年 7 月 22 日
基 準 審 査 課農林水産省からの飼料添加物の基準及び規格の改正に係る意見聴取への対応（報告）
（バチルス サブチルス JA-ZK 株）

1. 概要

農林水産省から、平成 27 年 11 月 18 日付け 27 消安第 4278 号により、バチルス サブチルス JA-ZK 株（以下、「*B. subtilis* JA-ZK 株」という。）の飼料添加物の基準及び規格の改正に当たり、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下、「飼料安全法」という。）第 59 条第 1 項に基づく厚生労働大臣への意見聴取があった。（同日付で、農林水産省から食品安全委員会に対し、食品健康影響評価を依頼）

2. 意見聴取の内容

バチルス サブチルスは平成 7 年に飼料添加物として指定されており、今回、効率的な生産が可能な菌株（*B. subtilis* JA-ZK 株）を飼料添加物として使用できるよう、飼料安全法に基づく基準及び規格を改正する。

	既存の菌株	今回追加する菌株
株名	<i>B. subtilis</i> BN 株 <i>B. subtilis</i> C-3102 株 <i>B. subtilis</i> DB9011 株 <i>B. subtilis</i> NT 株（納豆菌）	<i>B. subtilis</i> JA-ZK 株
目的	腸内細菌叢のバランスを整え、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進	同左
対象飼料	牛、豚、鶏用飼料	豚、鶏用飼料

3. 食品健康影響評価の結果（平成 28 年 6 月 28 日付け）

- 食品安全委員会は、ADI を特定する必要がないと判断し、「*B. subtilis* JA-ZK 株が飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」と結論した。

4. 対応

- 対象家畜を用いた残留試験は実施されていないが、豚及び鶏を用いた体内動態に関する試験において、*B. subtilis* JA-ZK 株の混餌投与 7 日後の豚及び鶏の組織からは、本菌株は検出されなかった。また、最終投与 7 日後には、豚及び鶏の消化管内容物中の本菌株の生菌数は定量限界未満であった。
- 食品健康影響評価の結果を踏まえ、今回の意見聴取に伴い、*B. subtilis* JA-ZK 株の食品中の規格基準を設定する必要はないと考えられる。

以上